

太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、光熱水費及び食費を中心とするベーシックニーズに係る費用負担が増加するなか、最も影響を受けやすい低所得の子育て世帯に対し給付金を支給することにより、子どもの貧困を防止し健全な子育て環境を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「支給基準日」とは、当該年度の12月31日をいう。

(支給要件)

第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金（以下「給付金」という。）を、支給基準日において次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

(1) 次のア又はイに掲げる養育要件のいずれかに該当すること。

ア 支給基準日の属する年度において15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育し、児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当を受給する者であること。

イ 支給基準日の属する年度において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（配偶者を有している者を除く。）を養育する者であって児童手当の本則給付受給者に相当するものであること。

(2) 次のアからエまでに掲げる所得要件等の全てに該当すること。

ア 支給基準日の属する年の市民税所得割が非課税である者であること。

イ 支給基準日の属する年の1月1日時点で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、引き続き1年以上市内に住所を有している者であること。

ウ 市税等、保育園又は幼稚園の保育料及び小学校、中学校又は義務教育学校の給食費を滞納していない世帯に属する者であること。

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けていない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者には、給付金を支給しない。

(1) 児童手当法第3条第3項第1号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

(給付金の給付区分)

第4条 給付金の給付区分は、基本給付、加算給付及び特別給付とする。

2 基本給付は、支給対象者に対して、4万円を支給する。

3 加算給付は、児童が2人以上である支給対象者に対して、児童のうちの1人以外の児童につきそれぞれ1万円を支給する。

4 特別給付は、支給基準日の属する年度において15歳に到達する児童を養育する支給対象者に対して、当該児童1人につきそれぞれ8万円を支給する。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、基本給付、加算給付及び特別給付の額を合算した額とする。

(支給の申請)

第6条 支給対象者は、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金支給申請書(請求書)(様式第1号。以下「申請書」という。)により申請を行う。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに受給資格の有無を審査し、受給資格があると認めるときは、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めるときは、太田市低所得の子育て世帯ベーシックサービス給付金不支給決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請が行われなかった場合の取扱い)

第8条 支給対象者から支給基準日の属する年度の3月31日までに第5条の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が当該年度の給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡及び担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに給付金の支給を受けた者については、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。